



間ノムヅカシイ懸案ヲ茲ニ解決ノ出來タト

云フ、時代ヲ劃スル大キナ處分デアルノデ

アリマスカラ、政府當局ハ相連絡シテ趣旨

ノ達成ニ十分ノ御留意ヲ望ミマス

○委員長(伯爵柳原義光君) 贊成者ガアリ

マシタカラ、此ノ動議ハ成立致シマシタ、

一般ノ討論ヲ修正ト共ニ、御許シ申上グマ

ス、既ニ田所サンガ討論ナサッテ居リマス

ガ、他ノ諸君モ討論ヲ願ヒマス

○男爵千秋塙隆君 私ハ只今大塙君ヨリ御

出シニナリマシタ修正案ニ付キマシテ、全

然賛成ヲ致シマス、誠ニ本案フシテ更ニ完

全ノモノニナラシヌタモノト考ヘマス、ソ

レデ此ノ際一言、好イ機會デゴザイマスカ

ラ、賛成ノ意見ヲ申述ベタク存ジマス、御

承知ノ如ク本案ハ舊イ由來ヲ持チマシタ案

件デゴザイマシテ、貴衆爾院ニ請願其ノ他

ノ形式ヲ以チマシテ出テ參ツタモノノデアリ

マスルガ、大イニ其ノ場合ニ於テハ、皆様

モ御承知デゴザイマセウガ、世ノ中ヲ騒ガ

テ、且世間ヲ驚カスト云フヤウナ有様デア

リマシテ、神聖ナル宗教ノ權威ヲ或ハ汚ス

ヤウナコトガナイカト疑ツタ程ニ、其ノ運動

ガ非常ニ激シクナツタノデアリマス、ソレデ

ト云フコトハ面白クナカッタノデアリマス、

ガ充タサレナカッタノデ、私ハ宗教界ノ爲

ニ、斯ウ云フ運動ガ餘リ本務ヲ離レテ現レ

ルト云フコトヲ喜バナカッタノデアリマス、

ガ充タサレナカッタノデ、私ハ宗教界ノ爲

ニ、斯ウ云フ運動ガ餘リ本務ヲ離レテ現レ

ルト云フコトヲ喜バナカッタノデアリマス、

カ或ハ臨時神社費ト豫算ニハ出テ居リマス

ガ、營繕費ヲ我ガ社ニ多ク取ラウト云フヤ

ウナコトニ熟識ナル餘リ、官國幣社ノ宮司

ナドガ出テ來テ諸處方々ニ運動ヲスルト云

フコトハ、私共トシテハ神明ノ大前ニ奉仕

スルノガ本務デアルニ拘ラズ、サウ云フコ

トヲスルノハ誠ニ面白クナイコトト思ツテ

居ツタノデアリマス、ソレト丁度同ジヤウナ

工合デ、佛ノ本尊ノ前ニ勤メテ居ツテ、宗教

心ヲ鼓吹シ、信仰心ヲ世間ニ深カラシメル

テ、且世間ヲ驚カスト云フヤウナ有様デア

リマシテ、神聖ナル宗教ノ權威ヲ或ハ汚ス

ヤウナコトガナイカト疑ツタ程ニ、其ノ運動

ガ非常ニ激シクナツタノデアリマス、ソレデ

ト云フコトハ面白クナカッタノデアリマス、

ガ充タサレナカッタノデ、私ハ宗教界ノ爲

ニ、斯ウ云フ運動ガ餘リ本務ヲ離レテ現レ

ルト云フコトヲ喜バナカッタノデアリマス、

然ルニ此ノ度此ノ案ガ諸先輩並同僚諸君ノ

精緻ナル御檢討ニ依リマシテ修正改善セラ

レマシテ、茲デ將ニ可決サレヨウト致シマ

スコトハ、獨リ佛教寺院ノ基礎ヲ安固ニ致

シテ、十分ニ宗教上ノ活動ガ爲ニ阻碍サレ

ルヤウナコトガアッテハナラスト云フ意味

カラ、隴ヲ得テ蜀ヲ望ムヤウナ考ヲ持ツタ

ヲ御延シニナツタト云フコトハ、蓋シ中正ヲ

ノデアリマスガ、併シ只今茲デ十年ニ年賦

ヲ御延シニナツタト云フコトヲ認メ

喜ブ次第デゴザイマス、元來佛教ハ我ガ國

ニ渡來致シマシテカラ千年餘モ經ッテ居リ

マシテ、我ガ國ノ社會生活ハ勿論、文化方

面ニ融ケ込ンダ所ノモノデアリマシテ、弊

害モ勿論アルデアリマセウケレドモ、思想

上竝ニ宗教界ニ貢獻スル所ノ佛教ト云フモ

ノハ大イナルモノガアルト云フコトヲ認メ

テ居リマス、是ガ今日、明治維新ノ際ニ上

地セラレマシタ土地ガ完全ニ讓渡セラル

ヤウナ法律ガ茲デ行ハレルト云フコトハ當

然ノコトテ、誠ニ適當ナル處置ト考ヘル次

第デアリマス、第四條ノ規定ガ五年ガ十年

年賦トナリマストハ、誠ニ只今申上ゲマシタ

如ク良キ修正デアリマシテ、私ハ之ヲ無償ニテ

法津案全部ニ贊成ヲ致シマス、管々シク申

シテ、勿論尙其ノ修正ヲ加ヘタ上ニ於テ、此ノ

法律案全部ニ贊成ヲ致シマス、管々シク申

シテ、所謂大慈悲ノ法典トモ謂フベキモノ

シテ、新以來ノ懸案ノ全ク割期的ノ法律デアリマ

ス、ト思フノデアリマスガ、今千秋男爵ノ述べ

テレタ通り、此ノ實施竝ニ寺院ノ將來ニ對

アルカモ分リマセヌケレドモ、私ノ其ノ

シテハ、更ニ十分慎重ナル考慮ヲ要スルコト

出席者左ノ如シ

トハ申ス迄モナイト思フノデアリマス、尙

委員長 伯爵柳原 義光君

委員ノ質問ニ對シテ政府委員カラシテ色々

副委員長 男爵松岡 均平君

ノ言明ガアリマシタガ、是ハ單ニ政府委員

委員 公爵一條 實孝君

ノ答辯ト云フノデナク、是ハ帝國政府ノ本

候爵細川 護立君

問題處理ニ對スル言明ト云フ風ニ了解シテ、

子爵大河内輝耕君

其ノ言明ノ趣旨ヲ十分ニ守シテ、此ノ問題ヲ

子爵岡部 長景君

處理シテ戴キタイト云フコトヲ重ネテ希望

子爵舟橋 清賢君

シテ置ク次第デアリマス、此ノ意味ニ於テ

男爵千秋 季隆君

私ハ賛成ヲ致シマス

小原 直君

○委員長(伯爵柳原義光君) 討論終結ト認

内田 重成君

メテ宜シウゴザイマスカ、他ニ御意見ノ御

塚本 清治君

陳述ハアリマセヌカ……討論終結致シマシ

下村 宏君

タ、續イテ採決ニ入りマス、大塚委員ノ提

男爵北島 貴孝君

出ニ係ル修正條項ヲ可トスル御方ノ擧手ヲ

田所 美治君

請ヒマス

大塚 惟精君

〔總員舉手〕

久保市三郎君

○委員長(伯爵柳原義光君) 全會一致ト認

大藏參與官 矢野庄太郎君

スマス、其ノ他ノ條項ハ可トスルコトニ御

營繕管財局理事 江口 順一君

異議ゴザイマセヌカ

文部省宗教局長 松尾 長造君

○委員長(伯爵柳原義光君) 御異議ナイト

正誤 誤 正

認メマス、是ニテ寺院等ニ無償ニテ貸付シ

アル國有財產ノ處分ニ關スル法律案ヲ修正

可決致シマシタ、散會致シマス

午前十時二十八分散會

昭和十四年一月二十二日印刷

昭和十四年一月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局